



JAMCA ニュース

No.123

2024年10月1日

発行
協会事務局
編集事務局全国自動車大学校・整備専門学校協会
〒160-0015 東京都新宿区大京町31
ヴィップ新宿御苑 ☎03-3356-7066
〒125-0002 東京都葛飾区西亀有3-28-3
☎03-3601-2535 FAX 03-3601-2988
ホームページアドレス <https://www.jamca.jp/>

学校におけるガバナンス・コンプライアンスの意識向上に向けて

学校法人 ホンダ学園 常務理事
全国自動車大学校・整備専門学校協会 理事

中嶋 歩

ガバナンス・コンプライアンスという概念は、日本国内では1997年の金融危機や2000年代の食品の産地偽装問題、また自動車メーカーによるリコール隠しなど、様々な企業不祥事をきっかけにその意識が高まり、今日では企業経営にとって大変重要な概念となってきました。このことは企業のみならず学校法人の経営や事業運営においても同様に重要な概念であり、学校法人が自ら主体性をもってガバナンス改革を行っていかねばなりません。

昨今、文部科学省は、我が国の公教育を支える私立学校が社会の信頼を得て一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行うとして、「私立学校法の一部を改正する法律案」を国会提出し、令和5年4月に議会可決され、同年5月に公布されました。主な概要としては「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立するとしたものであり、いよいよ来年（令和7年）4月1日より改正法が施行されることとなります。

この改正法の施行にむけて、JAMCA加盟の各学校法人においても寄付行為の変更や理事・監事・評議員の体制



や選任の見直しなど進めていच्छることかと思いますが、改正のポイントを遵守するのみならず、先にも述べたように自らが主体性をもって健全な学校経営を行うため、不正行為や社会規範に反することを防ぐに必要な管理体制や統制を図っていきたいものです。

また、学校におけるコンプライアンスに関し、JAMCAとしての取り組みは、コンプライアンス教育の原点に立ち返り教育を行うことが必須と考え、冊子「JAMCA コンプライアンス 私たちは「国民の生命と安全を守る」」を会員校の皆様へ送付させて頂き、各会員校でのコンプライアンス教育実施の際にご活用頂きたいとお伝えして参りました。

各会員校におけるコンプライアンス教育の実態を把握すべく、本年7月末に開催した教職員夏季研修会にご参加頂きました29名の教職員の皆様よりアンケート形式にて実施状況をお伺いすると共に、研修会では各校

の実施状況の共有やコンプライアンス教育に対する意見、要望をお聞きしました。そこでは、まだまだ教育現場の最前線で尽力されている教職員の方々までには浸透していないこと、各会員校で理解・周知・実行のそれぞれに違いがあり、特に「各校独自」としている教育カリキュラムの項目に対しては、「やってはいるもののそれが正しいのか」、「レベル的に足りているのか」など不安も抱えながらやっているという実態が掴めました。

今回把握できたことを踏まえて、JAMCAとしてコンプライアンス教育に関する充実度を上げるべく、様々な角度から検討を進め、教職員の皆さんが自信をもってコンプライアンス教育に取り組めるよう支援していければと考えます。

JAMCAが目指す「国民の生命と安全を守る」という社会的使命を持つ自動車整備士の育成に向けて、今後も会員校一丸となって取り組んでいきたいと思います。

CONTENTS

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 2面 | 今知っておくべき
サーキュラーエコノミーのこと |
| 3面 | クルマ大好き!、活躍!! 卒業生 |
| 4面・5面 | 整備士制度改定に対する
JAMCA各会員校の準備について |
| 6面・7面 | 協会トピックス・地区通信 |
| 8面 | 私の教材活用・お知らせ
編集後記 |